

○結城市宅地開発審査会規程

平成22年4月1日

訓令第12号

改正 平成25年3月28日訓令第2号

平成28年3月30日訓令第4号

平成30年3月29日訓令第4号

(設置)

第1条 結城市宅地開発指導要綱（以下「指導要綱」という。）に規定する開発行為等を審査するため、結城市宅地開発審査会（以下「開発審査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 開発審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 指導要綱の適用対象となる開発行為等
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(組織)

第3条 開発審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長には都市建設部長の職にある者を、副会長には都市計画課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 企画政策課長
- (2) 生活環境課長
- (3) 防災安全課長
- (4) 農政課長
- (5) 耕地課長
- (6) 商工観光課長
- (7) 土木課長
- (8) 区画整理課長
- (9) 下水道課長
- (10) 水道課長
- (11) 学校教育課長

(12) 生涯学習課長

(13) 農業委員会事務局長

(会長及び副会長)

第4条 会長は、開発審査会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 開発審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が随時招集し、その議長となる。

2 会長は、会議で処理すべき審査案件の内容によっては、委員のうちから出席を求める者を指名して、会議を開催することができる。

3 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 開発審査会の庶務は、都市計画課において行う。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、開発審査会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月28日訓令第2号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月30日訓令第4号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月29日訓令第4号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。